

令和5年度 第1回青森県地球温暖化対策推進協議会

日時：令和5年10月11日（水）

13:30～15:30

場所：新町キューブ 3階 会議室

（司会）

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

また、この度は青森県地球温暖化対策推進協議会委員への就任を御承諾いただき誠にありがとうございます。委嘱期間は令和5年7月22日から令和7年7月21日までの2年間となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和5年第1回青森県地球温暖化対策推進協議会を開催します。開会にあたりまして、青森県環境生活部次長の白戸からご挨拶申し上げます。

（白戸次長）

皆様、本日はお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様には本県の環境行政の推進につきまして、日頃から格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年の夏は、本県はもちろん、全国的にも記録的な猛暑となりました。地球規模でも多くの地域で酷暑を経験し、さらには、台風や洪水、異常乾燥による干ばつや山火事など、自然災害のニュースも相次ぎました。このように、近年頻発する気候変動を受けまして、国際社会では地域地球温暖化対策のより一層の強化を求める声が高まっております。

こうした背景から、国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域における脱炭素と経済社会の持続的発展の両立を目指す「地域脱炭素」の取り組み、それから産業分野におきましては、本日の昼のニュースで拝見しましたけれども、東証でカーボン・クレジットの取引が開始されたということですね、温室効果ガスの排出削減と産業競争力強化を目指すGX、グリーントランスフォーメーションなど様々な分野で脱炭素の取り組みを進めていくということでございます。

本県におきましても、今年の3月に改定いたしました青森県地球温暖化対策推進計画におきまして、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して、2030年までの目標を2013年度比51.1%削減としたほか、新たに再生可能エネルギーの導入目標を掲げました。そして、計画に定めた内容を実現していくために、今年度からは、県庁を挙げて「地域脱炭素総合対策」に取り組んでいるところでございます。

本日の会議の中では、県の地球温暖化対策に関する現状と取り組み状況についてご説明し、さらには先月12日に公表しました「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」の内容を踏まえて、今後、県が進めていく取り組みについてもご説明をいたします。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますけれども、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

本日の出席者につきましては、お配りしている資料中の出席者名簿のとおりとなりますが、7月の改選によりまして、新たにご就任いただきました委員を改めて紹介させていただきます。

八戸工業大学・教授の折田久幸委員です。

青森県中小企業団体中央会・副会長専務理事の田中泰宏委員、本日は欠席となっております。

青森県地球温暖化防止活動推進センター事・務局長の三浦麻子委員です。

青森県地球温暖化防止活動推進員の千田雅美委員です。

本日は新たな任期での初めての協議会となりますので、会長の選出に移らせていただきます。

青森県地球温暖化対策推進協議会設置要綱の第5第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が行うこととなっておりますので、新会長を選任するまでの間、仮議長により議事を進める必要があります。事務局からの提案といたしまして、前会長の神本委員に仮議長をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。(異議なし) ありがとうございます。

ご異議なしとのことですので、神本委員に仮議長をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

(神本委員)

それではご指名いただきましたので、会長が決まるまでの間、仮の議長を務めさせていただきます。

それでは、本協議会設置要綱第2第3項の規定によりまして、会長は委員の互選により決めることとなっております。

どなたかご推薦ありませんでしょうか。はい。どうぞ。

(葛西委員)

引き続き神本委員を推薦します。

(神本委員)

ただいま、私を推薦いただくご発言がございましたけれども、他に推薦はよろしいでしょうか。はい。

それでは、他にご推薦がないようですので、引き続き私が会長を務めさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは、引き続き私が会長の職務に当たることについて決定したいと思います。よろしく願いいたします。

次はですね、協議会設置要綱第2第4項の規定に基づきまして、職務代理者を決めるということになっております。私からは、引き続き武山委員を指名したいと思いますのですが、本日は武山委員がご欠席されていますので、事務局から武山委員にお伝えいただくということでよろしいでしょうか。そのようにお願いいたします。

(神本会長)

議事の(1)が終わったわけですがけれども、議事の(2)から(4)までは報告事項でございまして、そこは一括して事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

事務局の県環境政策課の奈良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは座ってご説明させていただきます。

私からは議事の(2)から(4)までにつきまして、一括してご報告、ご説明させていただきます。

まずお手元にですね、昨年度この協議会でご議論いただきました、青森県地球温暖化対策推進計

画の冊子と、あと薄い方は概要版ということで作りました。

こちらにつきましては、昨年度、本協議会の委員の皆様にご議論いただいた後、パブリックコメントを通じて県民の皆様からご意見いただきまして、また、青森県環境審議会への諮問・答申、こういったところを踏まえてですね、本年3月24日に開催しました、知事を本部長とします「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」で最終的に決定したものとなっております。

薄い方の概要版をご覧ください。こちらを開いていただきますと、脱炭素社会のイメージということで、小学生・中学生でも分かっているような、脱炭素社会がどうあるのか、というようなイメージ図を載せております。さらにお開きください。地球温暖化を取り巻く動向ですとか、気候変動対策、本県の温室効果ガス排出量の現状、こういったところを、このパンフレットでは説明しております。

また、一番右ですけれども、温室効果ガス排出量の削減目標ということで、2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比で51.1%削減するという目標を掲げたところです。そして、この先に、2050年度のカーボンニュートラルがある、というイメージをここでご説明しております。

また、その下には、再生可能エネルギーの導入目標ということで、2030年度までに自家消費型等により1.34億kWh相当を導入していくというような目標を掲げているところです。この再生可能エネルギーとしては、電気もそうですが、熱も含めての考えだということになっております。

閉じていただきまして、裏表紙をご覧くださいと思います。計画の中では、「目指す姿の実現に向けて」ということで、本県の持つ豊富な森林資源ですとか、再生可能エネルギーのポテンシャル、こういったものを生かしながら、環境と経済の好循環を生み出し、地域の活力が最大限に発揮されるよう、「地域脱炭素」の視点に立って取り組みを進めます、ということをご説明しております。

そのもとの、方針を4つ掲げてございまして、徹底した省エネルギー対策の推進、さらに「くらし」「しごと」「まち」という項目別に方針を掲げました。また、方針の2で「再生可能エネルギー等の導入拡大」、方針の3で「吸収源対策」、すなわち森林等の吸収源の対策をどう進めていくのか、さらには、方針4で「環境教育・県民運動の推進」ということを掲げたところでございます。

このように、計画の中では目指す姿等を掲げておりますが、今度は、厚い方の本体をちょっとご覧いただきたいのですが、計画の第7章、ページで言いますと、61ページをご覧くださいと思います。計画に掲げた目指す姿の実現、目標の達成に向けてどのように進めていくのかということでございますが、この61ページと62ページでは、それぞれ成果指標と進行管理指標ということで、大きく二つに分けて指標を掲げております。これらの数字を把握しながら、どれだけ計画の達成に向けて進んでいるのか、というところを毎年度把握して、本協議会でご報告し、委員の皆様からご意見をいただいていく、ということを考えてございます。計画の概要版と冊子についてのご説明は、大変簡単ですが以上となります。

続きまして、議事の(3)です。資料の1をご覧ください。

こちらは、青森県における温室効果ガスの排出状況について、直近の2020年度の実績をご説明しております。1の温室効果ガス排出量のところですが、2020年度は1,360万6,000t-CO₂、二酸化炭素換算でこういった数値となっております。これは、県計画の基準年度としております2013年度対比では、22.5%減少という状況になってございます。目標値は、2030年度までに51.1%減ということでございますので、半分弱まで来たというところございます。前年度との比較では9.3%の減少となっておりますので、この主な要因としましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、主に産業部門及び業務その他部門の電力使用量が減少したことなどが考えられます。

下の2をご覧ください。今度こちらは温室効果ガスのうちの二酸化炭素の表となっております。

部門別に見ますと、産業部門で 33.2%、業務その他部門で 13.6%、家庭部門で 22.8%、運輸部門で 22.2%、その他という構成になってございまして、国の割合と比べますと、特に家庭部門、国が 15.9%に対して、本県では 22.8%ということで、本県にあっては、家庭部門からの二酸化炭素の排出量が多いという特徴が分かります。また、その他のところですが、こちらにつきましては廃棄物から出たものですとか、工業プロセス、主にコンクリートの製造等から出るもの、そういったものが計上されております。資料 1 のご説明は以上となります。

続きまして、資料の 2 をご覧ください。

計画における成果指標、進行管理指標の推移ということで、先ほど計画本体の方で掲げておりました指標につきまして、今年度スタートですのでまだ具体的な数字は計上しておりませんが、今後、毎年こういった形で指標を把握し、有効な対策を検討していくということを考えてございます。

続きまして、資料 3-1 をご覧いただきたいと思っております。

こちらは地球温暖化対策関連事業の実施状況となってございまして、県で取り組んでいる地球温暖化対策関連事業がどれだけあるかを説明する資料となっております。1 枚目の左上には「緩和策」と書いておりましたが、こちらは温室効果ガスの排出を抑制する取り組みとなっております。2 枚目には、左上に「適応策」と書いてございまして、こちらは気候変動に適応していくための取り組みということで、この二つの区分ご説明をしております。

先ほどの薄い概要版にお戻りいただきたいと思っております。中を開いていただきますと、左から 2 ページ目、2 つの気候変動対策という説明があるかと思っております。こちらで、緩和と適応という、温暖化対策を進める上で重要な考え方を説明しております。緩和といいますのは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の取り組みです。適応というものは、既に起こりつつある、または起こりうる気候変動の影響に対し、被害を回避軽減する取り組みとなっております。具体的には、災害対策ですとか熱中症対策ですとか、そういった進んでいく温暖化にどう対応し、適応していくのか、というような取り組みのことを指します。県では、「青森県気候変動適応取組方針」というものを別途定めておまして、この中で、先ほどの資料 3-1 にございます、1 から 7 の分野、さらに 38 の項目に分けて適応の取組をどのように進めていくのか、という方針を立てております。これは、その区分ごとに集計したものとなっております。なお、こちらの 3-1 の資料ですが、事業の中の一部に地球温暖化対策が含まれるものも事業費全体を計上しておりますので、事業費は参考ということでご了解いただければと思っております。

そして、資料 3-2 です。こちらは、資料 3-1 の内訳が記載されているものになります。それぞれ、主な取組内容などを記載しております。こちらは細かい内容になりますので、本日は説明を割愛させていただきますので、後ほどお時間がある時にご一読いただければと存じます。

議事の (2) から (4) までにつきましては、説明は以上となります。

(神本会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明しました内容につきまして、ご質問・ご意見ございますか。それでは、私から一つだけよろしいですか。最後の緩和策と適応策の話がございまして、事業予算は、適応策は 3 分の 1 と。そんなところかなという感じですけど、これはよその都道府県はどんな感じですか。バランスといたしますか。

(事務局)

はい。事業費自体はちょっと把握してないんですが、各県ともに適応の「センター」というもの

を設置することになってございまして、また、国の方でもですね、東北の協議会ですとか、そういったものを設置して各県の取り組みを促すなど、それぞれ取り組みが進められているものと承知しております。事業規模までは申し訳ありませんが把握してございませんでした。

(神本会長)

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

それでは、議事の最後にも質問や意見交換の時間をとっておりますので、後ほどご質問、或いはご意見いただいても結構ですので、次に進みたいと思います。

続いて議事の(5)と(6)について、こちらに関連がありますので、一括で進めたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。環境政策課長の上村と申します。議事の(5)、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」の部分については、私から資料4で説明をさせていただきます。

皆さん報道等でご覧になっているかと思えますけれども、先月、9月12日に、この共生構想を知事の方から発表したというものです。資料4が構想本体ですけれども、改めて構想全体についてちょっと説明をしたいと思います。

まず、1ページ目、趣旨のところをご覧いただきたいと思います。国のエネルギー基本計画に基づき、電力の構造転換が図られている中、再生可能エネルギーの普及拡大が国全体として必要不可欠な状況となっております。一方で、本県は既に風力発電を中心に再生可能エネルギーの立地拠点となっており、更なる開発への圧力の中、未来世代へと引き継がれるべき自然環境を守らなければならないという新たな局面となっております。こうした背景から、本県が自然環境と再生可能エネルギーが持続可能で共存共栄していく姿を描いていくことが求められています。このため、自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定め、ルール作りについて一定の方向性を示し、併せて、そのスケジュールを示すこととしたものです。また、これらに関係者だけでなく、県内の市町村をはじめ、広く県民の皆様へ提示することで理解を深め、協力を仰いでいくとしたい。このような趣旨で策定をしたものです。

次に、目指す姿とその前提になりますが、一つ目の○にあるとおり、自然環境との共生を前提に、県内の電力需要相当量の全てを再生可能エネルギーによる発電で賄うことが可能な規模の導入を目指す。つまり、再生可能エネルギーの導入を促進するというのが目指す姿というふうになっております。

ちなみに、2ページ目をご覧いただきたいと思うんですけれども、現在の再エネについて、どれぐらいの発電容量があって、県内の電力需要に対する割合はどれぐらいか、というのを表で示しています。上の表が、種類別の発電設備の導入容量、風力はご承知の通り全国第1位ですけれども、太陽光、バイオマス、水力を含めてご覧の通りとなっております。

次の中段の表が、県内の電力需要に対する再生可能エネルギーの発電実績割合、令和3年度の数字ですけれども、この表の一番下にある通り、その割合が36.3%となっております。現状では、全体の電力需要のうち、36.3%が再エネで発電されていると、それぐらいの発電量があるという数字となっております。

ただし、一番下を書いてありますけれども、参考として、今後導入が見込まれる再エネ発電ということで、洋上風力発電、それから固定価格買取制度いわゆるFIT認定済みの未稼働分、これらをカウントしますと、矢印の下、2行目、発電見込みの割合は約91.1%となります。つまり、現在見

込まれているもの、稼働はしていませんけれども今後見込まれるものを合わせると、電力需要の91.1%分を再エネで賄うことが期待できるという状況になっています。ですから、この構想の目指す姿としている、電力需要の全てを賄うというのは、決して夢のような遠い数字ではない、というのがこの91.1%という数字からも何となく分かっていただけるかと思います。

また、1ページ目に戻っていただきまして、四角で囲んでいる前提というところですが、再エネを推進する、促進する前提として、3点挙げております。まず、①自然環境との共生。自然的構成要素の良好な状態の保持、生物多様性の確保、景観など人と自然との豊かな触れ合いの確保等、未来世代に引き継ぐべき自然環境を保全した上で再生可能エネルギーの導入を図る。②として、県、地元自治体、地域関係者の合意。県、地元自治体、地域における関係者合意のもと、地域の課題解決等にも役立つ再生可能エネルギー事業を展開する。それから、③として、地域経済等への貢献。再エネの導入と併せて地域の活性化と持続的発展に繋げると。こういった3点を前提として、再エネの推進を図るという考え方をとっております。

続きまして、3ページ目をご覧いただきたいと思います。今お話しした三つの前提をどのようにして確保していくか、実現させていくか、そのルール作りについて、3のところでも示しています。自然環境との共生に向けたルール作りについて、まず(1)として、「陸上風力、太陽光など」についてです。この一つ目として、「再生可能エネルギーと地域自然との共生に係る条例等の制定」でございます。現況のところに書いてあります通り、先ほどもお話ししましたが、本県は全国でも有数の風力発電に適した地域で、近年、風力をはじめ再生可能エネルギーの導入が急速に進められている中、その再生可能エネルギー事業に対する問題も顕在化しています。その下の方に、矢印で繋がって四角で囲んでいますけれども、再生可能エネルギーと地域・自然とが共生することのできる新たな仕組みづくりの検討を開始いたします。

この新制度の方向性についてはその下です。まず一点目として、再生可能エネルギー施設の立地を禁止するエリアをゾーニングする。地域としての考えを対外的に可視化する手段としてゾーニングを行い、未来世代に引き継ぐべき大切な財産を守ります。そして、ゾーニングに当たっては、再生可能エネルギー施設の立地を禁止する区域を明確にすることを基本的な方向性としつつ、今後見込まれる国の制度改正や本県の実情を踏まえ、どのようなゾーニングをしていくことが望ましいか、様々な観点から検討をまいります。

次に4ページ目ですが、もう一つの方向性としては、地域との合意形成を円滑にするためのプロセスの制度化です。事業計画を立案する初期の段階から、地域と事業者との合意形成をスタートさせるプロセスを制度化し、再生可能エネルギーと地域自然との共生を図っていきます。合意形成のプロセスについては、自治体との事前協議、首長の同意など様々な手法が考えられることから、より効果的、効率的な手法を検討してまいります。これがまず1点目、「ア」の部分です。

次に、「イ」として、市町村による促進区域の設定を支援、ということで、この部分については、次の資料でまた詳しく説明をいたしますけれども、その概要についてこの資料で説明をいたします。令和4年4月の地球温暖化対策推進法の改正により、地域の合意のもとで経済の活性化や災害に強い地域づくりなど、地域に貢献する再生可能エネルギー事業を推進するため、地域脱炭素化促進事業制度が創設されました。同制度は、市町村が促進区域のほか、再生可能エネルギー事業に求める環境の保全のための取り組みや経済社会の発展に資する取り組み等を設定し、自らの計画に位置付けるものです。県としては、促進区域設定に当たっての県基準を策定するなど、市町村による促進区域設定等の計画策定の取り組みを支援してまいります。

促進区域設定に当たっての県基準、これについては、先ほど説明した3月改定の温暖化対策計画の中でも、県計画の別冊としてこれから作ってまいりますということを記載しています。ですから、

改めて説明しますが、この協議会において、来年度の県基準の策定に向けて、協議・検討をいただくという流れになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、脱炭素社会実現に向けた取組として、再生可能エネルギー電源の立地促進と併せて、エネルギーの地産地消を進め、環境と経済の好循環による地域の持続的発展に繋げていくため、国の交付金を活用し、太陽光発電設備や蓄電池など自家消費型の再生可能エネルギー設備等の導入を促進していきます。このように、規制と促進の両面で進めていくということになります。最後に四角で書いていますが、条例については、令和6年度中の制度構築を目指し、現行の環境影響評価制度と併せて、地域・自然との共生を実現していきたいと思ひます。

次に5ページ目をご覧ください。ルール作りの二つ目として、「洋上風力について」、でございます。まず、いずれの海域も、地元自治体と漁業者など関係者の理解と適正な手続きを踏まえることが前提となりますけれども、記載の通り、一般海域、港湾区域、漁港区域でそれぞれ進め方が異なっております。一般海域については、再エネ海域利用法に基づく国の促進区域の指定及び公募手続きを経た上で実施をすることとなっております。また、港湾区域については、港湾法に基づく占用公募制度の手続きを得た上で実施をします。また、漁港区域については、漁港漁場整備法に基づく風力発電施設の設置に係る新たな占用許可基準を制定していくということとしております。

また、その括弧の下ですけれども、青森港の基地港湾としての整備は青森市と連携して進めること、津軽港のO&M港、オペレーション&メンテナンス、保守・管理拠点港ですけれども、としての積極的な利用について記載をしております。洋上風力発電施設建設のための港湾整備については、記載の通り、青森港、津軽港の整備を推進していくという方針にしております。

なお、先ほどの条例制定等は、我々環境生活部で所管しますが、洋上風力については、エネルギー総合対策局、そして港湾の関係は、県土整備部・農林水産部で主に担当し、それぞれ各部局連携しながら取り組みを進めていくということにしております。

次に(3)、6ページですけれども、ルール作りの三つ目、「再生可能エネルギーに係る新税の検討」でございます。○の三つ目のところについて説明したいと思いますけれども、再生可能エネルギーと地域が共存共栄していくためには、県民の再生可能エネルギー発電の普及拡大に対する理解促進を前提に、当事者である事業者の理解と協力が不可欠であり、事業者とともに本県の豊かな地域資源を作り上げていく、新たな枠組の構築に取り組むこととすると。その一つとして、再生可能エネルギー全般について新税の創設を検討していくということとしております。この新税については総務部の方で検討を進めていくこととしております。

最後にスケジュールを示しておりますけれども、ご覧の通り今年度から検討開始、条例については、令和6年度中の施行を目指すというスケジュールで進めることとしております。

構想の最後のページ、7ページ目はまとめとして、これは知事のメッセージというものになりますけれども、ご覧の通り記載をしております。下から7行目、「また、この共生構想は」というところから読み上げたいと思ひますが、「この共生構想は、現時点での青森県の方向性を示したものであり、状況の変化に応じて随時見直しを図ることで、時代にふさわしい内容として進化をしていくことを予定しています。まずは、次世代へ美しい青森の自然を残していきましょう。そして、再生可能エネルギーの立地を促進することで、我が国のみならず、地球環境にも貢献していきましょう。」こういった知事のメッセージを最後に記載しております。

再生可能エネルギーも多分野に渡っておりまして、県の組織としても各部局でそれぞれ取り組みを進めてきているわけですが、今回、こういった共生構想という一つの方向性を示すことで、さらに取り組みを加速させていきたいというふうに思っております。資料4の説明は以上です。

(事務局)

引き続き、資料 5 について説明します。それでは資料 5-1 をご覧いただきたいと思います。

こちらは、資料 4 の説明の中で出ておりました、地域脱炭素化促進事業制度の概要と、促進区域設定に係る県基準の策定についてのご説明となります。

まず、1 の地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・目的のところですが、地球温暖化対策推進法の地域脱炭素化促進事業制度は、再生可能エネルギーの利用による地域の脱炭素化を進めるにあたり、地域における合意形成の方法や適正な環境への配慮、地域が求める導入メリット等をあらかじめ明示することにより、地域の経済および社会の持続的発展に資する再エネ事業の誘致に繋げることを意図したもので、ということになってございます。構成としましては、下の図にある通りでございまして、ABCD と四つの区分にありますが、A では、地域脱炭素化促進施設の整備、すなわち、再エネ施設のことを指します。再エネ施設の整備、そして B では、地域の脱炭素化のための取組、これは温室効果ガス排出削減等に繋がる取組のことを指します。そして C では、地域の環境保全のための取組。D では、地域の経済および社会の持続的発展に資する取組。この ABCD 四つ全てが揃う形で、市町村が自らの計画の中にこれらを定めていく、というものがこの地域脱炭素化促進事業制度の概要ということになります。

2 ページ目をご覧ください。中段左側に赤で囲みをしてありますが、市町村は、促進区域等の設定に当たり、住民や事業者等が参加する協議会を設けまして、そうした場で、再エネ事業に関する促進区域、どこに促進していくかという場所に関する考え方、また、再エネ事業に求める環境保全のための取組、地域の社会・経済の発展に資する取組としてどのようなものを求めるのか、というのを、協議会の中で議論し、それを計画という形で明文化していくということになります。左側の下にありますがけれども、地域資源である再エネをどう使っていくのか、どこに誘導するのか、そういったことを地域自らが議論をして決めていくということになります。

上の方にありますが、国の環境配慮基準、そして都道府県も促進区域に係る地域の自然的・社会的条件に応じた環境配慮基準、こういったものをそれぞれ定めることになってございまして、市町村が区域を定めるにあたり、これらを踏まえて、こういったエリアを設定するのか、自らの計画の中に位置づけることになります。

これが決まりますと、その内容を踏まえて、再エネ施設を設置する事業者は、事業計画を協議会に説明しながら地域との合意形成を図り、市町村の計画に適合するように事業計画の見直し等を行いながら、市町村へ認定の申請を行うということになります。市町村では、認定の申請を受けましたら、計画に合致しているのかどうかを審査するとともに、国や都道府県に協議して同意を得た上で、事業者の申請内容が、環境に適正に配慮し地域に貢献する再エネ事業計画であると認められる場合には、これを認定するという流れになっています。こうすることで、地域に役立つ再エネ事業が誘致されるといった制度となっております。

3 ページ目をご覧ください。制度の全体像というところでは、(1) でただいま説明したような内容、こういった主体が関わってくるのか、というところを説明しています。(2) では、こういったメリットがあるのかということですが、ワンストップ化の特例措置というものです。事業者から申請された事業計画が、対象法令に定められた要件に該当し、その計画が認定された場合には、様々な許可手続き、各種法令等に様々な手続きがございまして、事業者がそれぞれ対応しなければいけないものを、市町村がワンストップの窓口となって、各関係機関との協議といった手続きを行ってもらえるということになります。ただし、これまでと許可の基準等が違ってくるものではなく、あくまで、ワンストップで行われる、ということにメリットがあるものでして、基準が緩和されるということではないということにご注意いただきたいと思います。

(3) のメリットでは、先ほどもご説明しましたが、地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリア、こういったものを地域で議論して合意形成していくことができるというメリットがございます。また、再エネ事業者にとっては、市町村が定める計画に沿った形で事業計画を進めていけば、事業として成立する可能性が高くなる、事業の予見可能性が向上すると。そして、地域の環境保全、社会経済に貢献する取り組みを要件として設定することができる、ということで、地域に役立つ再エネ事業を誘致することができる、ということになってございます。

下には、※印で県内市町村の実行計画の策定状況をお示ししておりますが、現在 7 市町村で策定されておりますが、促進区域を設定している事例というものはまだないという状況になってございます。

4 ページをご覧ください。ここでは、促進区域設定に関する県の基準についてご説明をいたします。

概要のところですが、市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき、促進区域を設定することになります。都道府県は、促進区域の設定に関する基準を定めることができる、となつてございまして、促進区域の設定に関する環境省令で定める基準に即して定めることとなつてございます。なお、全国の基準策定状況としましては、資料では 17 と書いておりますが、今日現在では 18 になっていると思います。全国でそのくらいの策定が進んでいるという状況になっております。東北では、岩手県、宮城県、福島県が既に都道府県の基準を策定してございます。三つ目の○ですが、都道府県の基準は、再エネ種別ごとに、「促進区域に含めることが適当でない区域」、また、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適性の配慮の観点から、「促進区域の設定にあたって考慮すべき区域・事項」、こういったことを定めることになっています。

下の方には、イメージ図を示してございまして、国では適切でない認められるエリア（赤）、考慮すべきエリア・事項（黄色）というものを定めています。それらに該当しないものは白地ということで何ら規制等がない部分ということになります。都道府県では、これを踏まえまして、国基準により除外された部分を除いて、すなわち、国が黄色と白にした部分の中から、適切でない認められるエリアですとか、考慮すべきエリア・事項、こういったものを定めていくということになります。促進区域設定に係る県基準というのは、県の、赤と黄色で塗られた部分ということになっていきます。そうしますと、市町村は、促進区域の設定にあたって、国、都道府県基準により除外された部分、さらには、市町村自らが環境保全の観点から除外すべきと考えるエリア、そして社会的配慮等の観点から除外するエリア、こういったものを除いて促進区域を設定する、青い部分を設定するということになってございます。こちらのイメージで大体おわかりいただけるかなと思うんですが、これは、あくまで、市町村が自らの市町村の振興と地域に役立つ再エネ誘致のために促進をしていく区域を設定する、という制度でございまして、市町村が禁止エリアを設定することを目的とした制度ではないということをご留意いただきたいと思っております。

5 ページ目に参ります。(2) ですが、県基準の策定につきましては、先ほど資料 4 の説明でもありましたが、再生可能エネルギーと地域自然との共生に係る条例、禁止を前提としたゾーニングの条例ですね、こちらの作業と一体的に進めていくことで考えてございます。

現在のところ、検討すべき事項としては、まず、どの再エネ種別を対象として県基準を作っていくか、ということが一つございます。法律上は再エネ種別ごとにこの基準を作ることになってございますので、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスが再生可能エネルギーとして挙げられますが、これら全てを対象にするのか、それとも一部にするのか、というところを検討していく必要があると考えてございます。また、②ですが、促進区域設定のための環境配慮区域・事項は、どのような区域・事項とするか、というところですが、再エネの種別ごとに、促進区域に含める

ことが適当でない区域、また考慮すべき区域・事項、何をどちらに位置づけていくか、ということを検討していく必要があるということになります。

ここで、他県の例ということで、資料の5-2をご覧くださいと思います。こちらは、高知県の方で今年の2月に策定したものです。「区域施策編別冊」とありますが、本県でいう県計画の別冊にあたるものになります。促進区域の設定に関する環境配慮基準ということで、めくっていただき、2ページ目をご覧ください。2ページ目では、区域に関する基準ということで、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域ということで、砂防法に規定される砂防指指定地ですとか、地滑り等防止法に規定される地すべり防止区域、こういったものは促進区域に含めることは適切でないという位置付けたということになってございます。そして、3ページも同じく適切でないと認められる区域として、生活環境等とか自然環境等という部分に分けて設定をしているということになってございます。また、表の一番右には、対象とする再エネの種別を記載しておりまして、3ページ目の土壤汚染対策法では、太陽光・風力だけになっていますが、それ以外では、水力・バイオマスも加えたものとなっているなど、適切でないと認める要素に応じて、どの再エネ種別を対象にしていくか、ということも規定していくということになります。

4ページをご覧ください。こちらの表では、「配慮が必要となる区域」というものを定めております。分類として、例えば、土壌では、形質変更時届出区域、再エネの種別、そして根拠法令等ということで書いておりますが、これらに該当するものについては、促進区域の設定、事業実施にあたって配慮が必要ですよというものです。先ほどの、資料5-1のイメージでご説明しました黄色の部分、6ページの内容と併せて、黄色の部分になります。

6ページをご覧ください。「考慮すべき事項」に関する県基準ということで、こちらにつきましても、再エネの種別ごとに、例えば大気環境、水環境、その他環境と区分し、市町村が促進区域を設定する上で考慮すべき事項等について、どういったことを収集すべきか、収集方法などについて、記載をしております。

こちらの資料は、策定する都道府県基準のイメージということで捉えていただきたいと思います。都道府県によって、それぞれ内容や記載の形が異なります。厳しいところもあれば、もっと限定しない書き方をしているところもございますので、今後情報収集しながらですね、本県としての基準ですね、どのような形で策定していけばいいのか、という検討を進めていきたいと考えているところです。

なお、この県基準につきましても、昨年度協議いただいて改定しました、県の地球温暖化対策推進計画の別冊という形で位置づけていくことになりますので、骨子と姿が見えてきた段階で委員の皆様にお示しして、ご意見をいただきながら、作っていきたくて考えているところでございます。

資料5-1の5ページにお戻りいただきたいと思います。検討スケジュールのところですが、先ほど資料4で説明しました通り、条例については、令和6年度末までの制度化ということで作業を進める予定としておりますので、こちらの県基準につきましても同時期に策定できるよう作業を進めていきたいと考えております。県基準の作業の進捗に応じまして、適切な時期に協議会を開催いたしまして、委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますと考えております。資料5-1、5-2の説明は以上となります。

(神本会長)

ありがとうございます。具体的かつ中身の濃い説明だったと思います。

ご質問あるいはご意見がありましたら発言をお願いします。はい、どうぞ。

(工藤委員)

青森大学の工藤と申します。よろしくお願ひいたします。

今ご説明いただきました共生構想及び知事のメッセージに対し、エールを送ります。共生構想について、コメント2点、質問2点を申し上げます。

まずコメントの一つ目は、エールを送りたいというものです。手前味噌的な話で恥ずかしいのですが、ちょうど1年前の協議会で、私から、生物多様性の保全と、地球温暖化対策との整合性をとることが非常に重要である、求められるということ発言させていただきました。それは、昨年、COPが、地球温暖化対策に関するものと、生物多様性保全に関するものと、二つの条約締約国会議が開かれまして、時期的に言うと、その二つの国際会議のちょうど狭間にあつて、この協議会が開かれました。そのタイミングだったもので、そのように申し上げさせていただきました。その1年後の先日、知事のマイクの前でのメッセージをニュース番組で拝見しまして、青森県が率先して動いていくんだと思い、大変個人的にはうれしくございました。それがまずコメントの一つ目でございます。

二つ目なのですが、再生可能エネルギーを巡っては昨今、全国的に、利権が発生することが指摘されています。本県が、再生可能エネルギーのポテンシャルが非常に高い地域だけに、その利権の舞台とならないことを願っております。

次、ご質問の一つ目でございます。資料4の3ページ下の方ですが、新制度の方向性というところがございます。その中の二つ目の黒丸(・)の2行目、禁止する区域を明確にする、とございますが、禁止するための指標をどう決めていくのか、非常に難しうございます。いろんな事例をこれまで拝見した限りでは非常に難しい。立場とか考え方とか入り組んでいて、総論賛成各論反対になりがちで、大変難しい場面があるかと存じます。従いまして、この禁止するための指標をどのように決定していくのか、もし、既にこうですつていうことがございましたならば、お教えいただける範囲で結構ですので、教えていただければありがたく存じます。

それから、質問の二つ目、資料4の4ページ1行目の見出し、合意形成に関することでございます。二つ目の黒丸(・)の2行目、「様々な手法が考えられる」、3行目、「検討する」、とございます。私の専門の一つであるまちづくりに関しても、合意形成は非常に難しいんですね。ですので、検討する主体、主語が見当たらないようですので、どこが検討するのか、検討組織を想定されているのか、どういう仕組み、組織で検討していったら、そして合意形成をうまく進めていくのか、お教えいただければありがたく存じます。以上でございます。

(神本会長)

コメント二つ、それと質問二つありがとうございます。事務局から。

(事務局)

はい。まず、ご意見ありがとうございます。ご質問の1点目の禁止する区域についてですけれども、工藤委員お話の通り、かなりですね、ここを禁止するというふうにするのは、非常にハードルが高いんじゃないかというのは我々も考えております。結論から言いますと、現時点でまだ何も決まっておりません。この検討に当たっては、様々な分野の専門家の方々にご参画いただいて、有識者による検討会を立ち上げて検討を進めることとしております。例えば、自然環境の保全ですとか、災害の観点ですとか、景観ですとか、いろんな関連法令がございますけれども、それぞれの個別の法令で実際もう既に規制されている部分もございます。それを超えて条例が規制する、ということもなかなか難しいということもございますし、これから様々な観点からですね、他の自治体の参考

事例も考慮しながら検討を進めていきたいということで。現時点で、こういう形でとか、こういう方々にご意見いただいて、というのは具体的などころ決まっておられません。有識者による検討組織で考えていくということになります。

それから、同じように、4 ページ目のプロセスの制度化についても、これも同様に有識者の検討会でこれから検討していくことになります。例えば、他県で既に、既存の環境影響評価制度とは別に条例を作って、アセス制度の前に住民の説明会をするだとか、県への事前協議制度を設けるとか、実際に既にそういう制度を設けているところがございます。そういった事例も参考に、これから新しくつくる制度、こういった仕組みが一番効果的なのかということ、今後ご意見も伺いながら検討していきたいというふうに思います。よろしいでしょうか、はい。

(神本会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(三浦委員)

青森県地球温暖化防止活動推進センターの三浦と申します。

資料の 5-1 の説明を聞いておまして、具体的にいろいろなことがあるんだなと思っておりました。これを見ながら、去年の記憶ですけど、青森県内で、八戸と七戸とつがる市が、ゼロカーボンシティになっています。そことどういうふうに繋がるのかなと思っていたんですが、ゼロカーボンシティを宣言した市町村は、これやりやすいのではないかなと思うんですが、その辺の関係がどういうふうになっているのかなっていうのが知りたいと思いました。例えば、この中の一つに、うちのセンターから、一緒にいろんな事業をやりませんかと声掛けをしたことがあるんですが、その自治体はですね、何をしたいかわからないというお話をしていましたので、ぜひこれから、ゼロカーボンシティの宣言をした市町村であれば、まず手を挙げてもらって、モデル的にでも先に進んでもらえればいなと思っていました。

もう一点、これは意見というか。今朝の新聞で皆様、白紙撤回になった八甲田風力発電のことをご覧になったと思うんですけども。この共生構想ですね、共生構想 1 ページの四角の中の①、自然環境との共生ということで話がありましたけれども、再生可能エネルギーで 100%賄うということを進めるとい話がありました。八甲田は白紙になりましたし、日本海の洋上風力も、どうなるかわからないという状況にあります。これは、八甲田の景観や自然環境を思えば良かったんですけども、「ああ、良かった、良かった」では済まないと思います。洋上風力も、渡り鳥がぶつかったりとか、漁業に影響があるとか、いろいろ影響はあるんですけども、100%を再エネで進めていかなきゃいけないということは、私達県民が、みんな自分ごとで考えなければ進んでいけない問題だと常々思っています。そういう意味では、どんどん進めつつ、県民への、「これはあなたの問題ですよ」っていうことを PR していくっていう活動も、並行して進めていただけたらなと思いました。以上です。

(神本会長)

はい、ありがとうございます。最初は質問だと思いますので、事務局お願いします。

(事務局)

ゼロカーボン宣言した市町村との関わりということですが、現在、県内でゼロカーボンシティ宣

言をしている市町村は、全部で8市町村あると認識しておりますが、現状としましては、宣言したものの、やはり、どう進めていいかわからないというような、ご発言にあったような自治体が大半というように認識しております。ただ、一部には、自ら計画を策定して、自らのエリア内でどう再エネを活用していくかというような議論が始まっている自治体もございますので、県としては、そういったところでですね、例えば、協議会に参画するですとか、必要な手続き等についてご助言申し上げるなど、できる限りサポートをしていきたいというふうに考えているところでございます。

(三浦委員)

よろしくをお願いします。

(神本会長)

はい、ありがとうございました。それではその他いかがでしょうか。

折角の機会ですので、お1人、一言ずつお願いしたいと思います。どうぞ。

(折田委員)

はい。八戸工業大学の折田です。

まずですね、計画の概要版。脱炭素社会のイメージがございまして。これって非常に重要な絵なんですけど、これ何かといいますと、グリーン成長戦略、これを検索しても、一番最初に出てくるのがこういう絵です。

これグリーン成長戦略の絵と比べるとですね、データセンターがないんですけれども、すなわちですね、これだけのことをやろうとすると、これだけの制御をしなきゃいけないんです。そういった意味で、ここの中にデータセンターを入れていただけたらよいと思います。修正きくんですかね。データセンターであったりとか、制御とかですね、そういう何か一つ、本当はあるといいかなと思います。

それともう1点なんですけれども、資料5-1の最初のページですね。このところで、再エネの導入でですね、一番肝になってくるものが総合最適化です

それからもう一つ、エネルギーの変動をどう緩和するか。短周期、長周期あるんですけれども。ここで言うんですね、ちょうど蓄電池とか水素製造、そういうところになっているんですけれども、それに伴って、自営線って書いてるんですけれども、これ系統では駄目なんですか、やっぱり自営線ということで今回は特化されている。そういう理解でよろしいですか。そうすると結構な費用ですよ。このところに対する、これからの進め方とか、何か具体的なものがありましたら教えてください。

(事務局)

はい、お答えします。

まず、概要版の方につきましては、確かにそういうコントロールするような場所といいますか、施設といいますか、そういったものは絶対必要になってくるというご意見だと思いますけども。確かにおっしゃる通りかと思ってまして、今後、こういったものを作る機会ありましたらですね、反映させていきたいというふうに考えております。

また、資料5-1の方のBのところですね。こちらについても、再エネの発電は波があるので、その変動を緩和するための設備とか、システムとして動かしていくための様々な付帯する設備っていうのは、当然やっぱり必要になってくるんだろうなと思います。ただ、これは、自治体としての取

組という中で考えていきますと、自営線っていうのは、オフサイトで発電したものを、例えば公共施設などで利用していくという範囲くらいであれば、自治体の取組としてあるんだろうなというふうには思うんですが。そこを超えていくと、やはり自治体の問題というよりは、もっと大きい枠組みで考えていかないと、特に系統の問題っていうのは非常に難しい部分があると思っておりますので。この地域脱炭素化促進事業の中には、そこまでは入ってこないのかなというふうに私は考えておりました。

(折田委員)

ありがとうございます。

(神本会長)

二つ目の点は、最近、配電網は、電力会社だけでなく業者も入れるので、そこは自治体が協力して、ということも十分考えられないことはないような気もしたんですけど。

(事務局)

はい。自治体が想定する促進区域が、需要地とちょっと離れているような場合というのは当然ありうる話ではないかなと思いますので、そこは、どう計画を描いていくのかっていう部分に関わってくるのかなとは思いますが。ありうる話かなとは思いますが。

(神本会長)

来年度以降、具体的な話が出てきたら、またお知らせいただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(葛西委員)

商工会議所の葛西でございます。

まず、新しい計画、今日ご紹介いただきましたけれども、この右下の方に、再生可能エネルギーの地産地消、そして自家消費が重要であるというふうに掲げられております。資料の5-1の、先ほどと同じBですけれども、「地域新電力会社を通じた再エネの地域供給」ということで、今、青森県でも、洋上風力発電の計画が日本海側を中心に進められておまして、長崎県で事業化されている事例があるんですけども、商工会議所が中心となってですね、地域新電力会社を作っております。これは、再エネの地産地消と地域経済の活性化に繋げる取組ということで、私どもの方もですね、参考にしているところでありますけれども、何かそういった形で実現できるように、自治体と経済界と一緒に動けばいいなと思っております。以上でございます。

(神本会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(千田委員)

立場上ですね、県の環境講座ということで、子供たちの方に教えてるんですけども、この環境講座の中の「省エネゲーム」というのが、高学年の方にあるんですね。その中で、今の再エネについての内容はかなり少ないと思います。ですので、それを盛り込んでも良いのかなというふうに思っておりました。やっぱり子供たちがこれから考えていくってことなので、必要かなと思いま

す。

それから、環境講座っていうのは、終わるともうそれで終わりになっちゃうんですね。「はい、今日はよく勉強しましたね。これで終わります。」ってなるんですけども、その後には、やはりお土産が欲しいなっていうところもあるんですね。例えば、今日も出されました、このイメージ。これのイメージなんかを、もうちょっと簡単に分かりやすくして、お土産として置いてこれればいいのかなど。県の緩和と適応の冊子ありますよね。あれすごく分かりやすく、子供たちにもクイズがあったりして、非常に人気なんです。あのレベルのものを置いてこれれば、何か子供たちも終わってから考えることができるチャンスがあるかなというふうに思いました。以上です。

(神本会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(須藤委員)

県産業技術センターの須藤と申します。よろしく申し上げます。

まず、概要の方なんですけども、左側の下の方ですね、藻場の保全と書いてあるんですけども。吸収源対策として、森林とかその辺はですね、計画に記載されて、しっかり保全して取り組んでいきたいと思いますというのがあったんですけども、この藻場の保全については、計画冊子には記載されていないんですけども、概要には書かれているというところなんです。やっぱり青森県は3方向海に囲まれておりまして、そういったところを保全していくっていうのは、吸収源として大きな資源となると思います。もしかしたら、国では基準がないのかもしれませんが、今後ですね、基準を策定しながら、県として具体的に取り組んでいくんですよ、ということを示していればいいのかと感じました。

それから、資料4ですけども、目指す姿とその前提のところ、「県内の電力需要相当量の全てを再生可能エネルギーで賄うことが可能な規模の導入を目指す」という方向性が示されているんですけども、具体的にいつぐらいまでに目指すとか、あとは、再生可能エネルギー事業への対応をどのようにしていくのか、もしありましたら教えてください。

(事務局)

この構想に関する目標というのは特段定めておりませんが、県の(温暖化対策推進)計画の中では、FITは含まないものにはなりますけども、自家消費型の再生可能エネルギー、1.34億kWh相当っていうのは、2030年度までにやっというのは掲げているところです。

その他、発電事業全般に関する目標というのは現在のところは定めていないというところです。

(神本会長)

他にいかがでしょうか。

(古川委員)

県トラック協会の古川と申します。

昨年の、この推進計画の改定の時からこの会議に参加させていただいていますが、昨年度は物流、運輸部門がかなり二酸化炭素を排出しているところを再認識しまして、今後、更に取り組んでいけないといけないなと考えていたところです。今年については、再生可能エネルギーの共生構想ということで議論が進んでいるようですが、先ほど来話が出ていた概要版の地図のところ見てい

ましたけれども、運輸部門で関係するところは、ハイブリッド電動船舶とか、充電スタンドカーシェアリング拠点とか、MaaS というのは見えるんですが、まだまだこれからなのかな、という感じで受け止めていました。私どもトラック運送業界としては、今いろいろ物流の見直しというのが叫ばれておりまして、例えば共同運送ですとか、あるいは流通拠点の整備に当たっては脱炭素を進めるとか、モーダルシフトとかもあります。そもそもの物流の効率化、そういったことがやっぱり必要であろうということで取り組んでおります。車両についても、省エネだったり低燃費、あるいは電気自動車の方も出てくるかもしれませんし、あとアイドリングストップといいますか、少しでも二酸化炭素を出さない、そういった取り組みも引き続き続けていきたいと考えていたところでございます。また、この会議の御議論等もいろいろ参考にしながら、今後の活動に活かせればと考えていたところです。

(神本会長)

大変大事な視点だったと思います。

(事務局)

すいません、ちょっと資料がわかりづらいんですが、このイラストにもですね、真ん中の右側ぐらいに、トラックに雷マークがついているもの、お分かりになるでしょうか。これは、トラック等についても EV ですとか、そういったものをイメージしております。また、その上には、水素ステーションというところの左横、トラックに H₂ ということで、水素で動く車・トラックですね、そういったものも将来のイメージとしてはあるだろう、ということで記載はさせていただいております。

(神本会長)

はい、ありがとうございます。

いくつかコメントがあったんですけど、政府が進める GX と DX っていうのもあって、DX の色合いがちょっと弱いですね。今の物流の問題も全部それに関わっているの、そういうコメントだったかなと思いました。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ林委員。お願いします。

(林委員)

緩和と適応に関してですけれども、何よりも緩和が優先というふうに思っていたところですが、個人的な話ですけれども、実家が農家でございます、今年の暑さでひどくやられてしましまして、今青森市内でカシスを作っていますけれども、ほとんどダメで、収穫できなくて。ある農家さんはもう一粒すら収穫できないくらい病気が蔓延してしまっていて、暑さにやられてしまっていて、これはやはり避けて通れない道なので、適応というものを真剣に考えていかなければいけないと実感をさせられました。

今回、予算のほうでも適応に関する予算があると思うんですけど、青森県は第一次産業をメインになるところでございますし、我々、一弱小農家、これを生業としているところがいかに大変かということで、適応策としては、農産物というものは、例えば、桃栗3年・柿8年じゃないですけど、来年から新しい作物にすぐに転換するという訳にもいかず、何年もかけてゆっくり普及させていかなければいけないと思います。ですので、そういったものを重点的に産業技術センターさんが適応する作物の開発を急いでいただきたいとか、第一次産業における適応を進めていただければと

思いました。

(神本会長)

ありがとうございました。三浦委員。

(三浦委員)

一言だけ。先ほど言った内容ですが、学校での展開が悪いように聞こえたらまずいなと思って、もう1回お話ししたいと思います。「ああ良かった」ではなく、じゃあ「次どうする」ということは、県が考えるのではなく、私達みんなで考えなきゃいけないことだよ、っていうことは言いたかったということです。皆様よろしくお願ひします。

(神本会長)

ありがとうございました。ほかにいかがですか。どうぞ、お願ひします。

(佐々木委員代理・相坂氏)

東北電力青森支店の相坂と申します。今日は代理出席させていただきます。

1点、2点申し上げます。先ほどのオンサイト PPA っていうお話でございます。手前どもで、一般の家庭向けには、以前は売電するというような流れでございましたが、現在は自家消費というところがトレンドになっていまして、例えば蓄電池、災害用の蓄電池というセットのサービス。あるいは、法人向けであれば、事業者の屋根や敷地に太陽光パネルを置いて、自家消費のオンサイト PPA と呼ばれるサービスです。加えて、事業者から離れた土地で発電して、ネットワークを通じて電気を送るオフサイトサービス、各種そういうサービスをラインナップしているところです。この動きは、先ほど県から説明のあった流れとベクトルは同じというところでご紹介しておきます。

そして、1点ご質問がございまして、資料1の2の温室効果ガス排出量のうちの二酸化炭素排出量として事務局から説明があったものの中で、家庭部門が全国平均よりもパーセンテージが高いというお話がありました。この分析、数値が高い理由はあるのでしょうか。

(事務局)

はい。お答えいたします。家庭部門が全国平均よりも割合として高いのはなぜかというご質問かと思ひます。こちらはですね、やはり本県は積雪寒冷地にあるということで、冬季の暖房の需要が大きいということがございます。さらには、本県の場合、全国に比べて灯油の使用量が非常に多いということがございます。その背景には、さらに言うと、家の断熱の状況ですとか、そういったことも関わってくると思ひますが、直接的には灯油の使用量が多いというところから排出される二酸化炭素の量が多いということが影響しているのではないかと分析をしております。

(神本会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、どうぞお願ひします。

(工藤委員)

共生構想に関するだけでなく、他のトピックに移ってもよろしいのでしょうか。

(神本会長)

一通り発言いただいたので、他のことも含めてご質問ある方はぜひお願いします。

(工藤委員)

ありがとうございます。

今、石油使用量と住宅との関連のお話がありましたので、コメントと申しますか、市民の声に関する情報提供をしたいと思います。

資料の3-2の実施状況、青森県としてどのようなことを頑張っているかということが詳しく書かれている資料です。この二つ目、(1)の②、ここに住宅関連の取組が記載されています。これに関連してでございます。

高断熱・高気密住宅というのは、ただ断熱材を入れればいいということではなく、高い技術が必要です。すると、高い技術を持った工務店さん、高い技術に関する知識を持った建築士さんなどといった、サプライヤーについての情報源が欲しい、プラットフォームが欲しいということになります。もちろん、県を始めとした自治体は斡旋はできないので、プラットフォームを作ることの働きかけ、県としてできる範囲で情報提供いただけますと、大変ありがたく存じます。高断熱・高気密にして、石油使用量を減らして、なるべく人の健康と地球の健康、両方の健康が必要で、そのためにも高断熱・高気密が必要となりますが、情報源がない。自分で調べろということなのですが、皆さんそれぞれネットなどで調べていますけれども、限度がある。皆さん生活と仕事で忙しいので。なので、何かあると大変助かります。自治体として可能な範囲で。サプライヤーの淘汰につながるかもしれないというリスクはあるんですけども、そういったマイナス面も含めてご検討いただいて、できる限りの範囲で結構なのでプラットフォームを構築する、構築することをどこかに働きかけていただく、そういうことがあると大変ありがたいと思います。

自分の暮らす住まいから何とかしたいと考えているけれど、よくわからない。それで右往左往する。そして出来てしまってから「そんな方法があったの、知らなかった、もっと前に知っていた」という声がありましたので、今届けさせていただきました。

(神本会長)

はい、ありがとうございました。その他にございますでしょうか。なんでも結構でございます。

では、既に7のその他の議事に入っているという理解で、ご発言をいただければと思います。なんでも結構です。

私から発言させていただきますと、資料の4については、八甲田のお話があってこういうものがでてきたという流れから、どうしても規制をするんだというようなイメージで捉えていた方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、ご説明ではそうではない、とはっきり言っていたように思います。

再エネも推進するんだ、ただし、自然と共生する。ただ、細かく見るとですね、やっぱりここで書かれている、例えば、電力のことが書いてあるんですけども、エネルギーの需要側からいくと、電力よりも、それ以外の熱エネルギーの方が多いですね。ですから、電力が100%いったとしても、エネルギーが100%いくとは限らないという事情があります。それで、熱エネルギーをどうするかといったときに、なるべく電力に転換という話が電力会社さんも推進していると思いますけれども、それが進めば、かなり電力で賄えると思いますけれど、いずれにせよ、自然と共生するというメッセージはいいんですけども、エネルギーの方から見るとまだまだ深掘りしないといけないと思っています。

今日もちよっと説明があったんですけども、再生可能エネルギーは地産地消の循環型エネルギー

一システムで使われるものと、東北電力の系統に入って使われるもの等があります。青森県に賦存する豊富な再エネポテンシャルを地元で活かし、地産地消するとともに、わが国の再エネ導入目標達成にも大きく貢献することが可能と思います。これからまた 2030 年、2050 年に向けて、具体的に事業を進めていくときに、そういうことを考慮しながら進めることが大事だなと感じました。

他にございますか。

もしよろしければ、最後に事務局から今後のスケジュールと併せて、今いろいろご質問ありましたけれども、それに対する何か、お答えすることがあればお願いします。

(事務局)

私の方からは、協議会の今年度のスケジュールについてご説明したいと思います。今年度は、様々これから検討していくというご説明をさせていただきましたが、委員の皆様にお示しできるものが、今年度中にはならないかなというふうに考えてございますので、特段必要がない限りは、今年度は今回の 1 回で終了というふうに考えております。来年度に入りましたら、具体的に形ができてくると思いますので、複数回、開催させていただいてご意見等を伺っていきたいと考えているところでございます。

(神本会長)

ありがとうございました。

それでは、予定していた議事はこれで全て終了いたしましたので、本日の会議を終了したいと思います。皆様、御協力ありがとうございました。

(事務局)

神本会長ありがとうございました。また、委員の皆様には多数の貴重なご意見賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の意見を参考にしながらですね、今後の地球温暖化対策、いろいろご意見が出た通り、緩和だけでなく適応だったり、再生可能エネルギーの導入、あるいは環境教育。様々な分野・角度からの総合的な取り組みが必要となりますので、県としても意見を参考にしながら、今後取り組みを進めてまいりたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。

(司会)

それでは、以上をもちまして、令和 5 年度第 1 回青森県地球温暖化対策推進協議会を終了します。本日は御出席いただきありがとうございました。